

第3次南アルプス市男女共同参画基本計画
南アルプスハーモニープラン（素案）

令和7（2025）年度 — 令和16（2034）年度

目次

第1章 計画策定の基本的な考え方	- 1 -
1. 計画策定の趣旨	- 1 -
(1) 国・県の動き	- 1 -
(2) SDGsへの取組み	- 1 -
2. 計画の位置付け	- 2 -
3. 計画の期間	- 3 -
4. 計画の重点事項	- 3 -
5. 総合目標－3つの基本視点と共に－	- 5 -
6. 計画の体系	- 6 -
第2章 計画の内容	- 7 -
1. 人権を尊重したジェンダー平等の社会づくり	- 7 -
(1) ジェンダー平等の人権意識の醸成	- 7 -
(2) 性別による差別の根絶	- 8 -
(3) ジェンダー平等学習の推進	- 9 -
2. あらゆる分野でのジェンダー平等の促進	- 10 -
(1) 政策、方針決定過程への男女共同参画の拡大	- 10 -
(2) 女性の職業生活におけるジェンダー平等の推進	- 11 -
(3) 地域・防災分野におけるジェンダー平等の促進	- 12 -
(4) 国際的協調	- 13 -
3. ワーク・ライフ・バランスの推進と個の自立	- 15 -
(1) 家庭におけるワーク・ライフ・バランス	- 15 -
(2) 子育て・介護と仕事の両立に向けた環境の整備	- 15 -
(3) 働き方改革の促進	- 16 -
4. 誰もが安心して暮らせる社会づくり	- 18 -
(1) リプロダクティブ・ヘルス&ライツの保護	- 18 -
(2) 誰もが心身共に生き生きと暮らせる健康の確保	- 19 -
(3) さまざまな困難を抱える人々への支援と自立の促進	- 20 -
5. 多様な性を尊重する社会づくり	- 21 -
(1) 性の多様性への理解と支援	- 21 -
6. あらゆる暴力の根絶	- 23 -
(1) あらゆる暴力の根絶に向けた社会づくり	- 23 -
(2) 相談体制の充実	- 24 -
7. 男女共同参画プランの推進体制づくり	- 25 -
(1) 推進体制の充実	- 25 -
数値目標一覧	- 27 -
資料編	- 28 -

第1章 計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成17（2005）年3月に『男女共同参画基本計画』を策定し、翌年、平成18（2006）年12月に『南アルプス市男女共同参画推進条例』を公布し、併せて『南アルプス市男女共同参画都市宣言』を行いました。

また、平成27（2015）年3月に『第2次男女共同参画基本計画』を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策に積極的に取り組んできました。

この先も、誰もが個性や能力を発揮し、生き生きと暮らすことができる男女共同参画社会の実現が不可欠です。誰もがお互いに人権を尊重し、一人ひとりが生き生きと個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、「第3次南アルプス市男女共同参画基本計画南アルプスハーモニープラン」を策定します。

（1）国・県の動き

国は、平成11（1999）年6月に「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）を制定しました。この基本法に基づき、平成12（2000）年に「男女共同参画基本計画」を閣議決定し、以来5年ごとに、計画の改定が行われました。令和2（2020）年12月に閣議決定された現在の「第5次男女共同参画基本計画」においては、政策・方針決定過程への女性の参画拡大や、女性に対するあらゆる暴力の根絶、貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重、生涯を通じた健康支援などを盛り込んでいます。

山梨県では、性別による社会格差を徹底解消する「男女共同参画先進県」の実現を目指すべく、令和4（2022）年に「第5次山梨県男女共同参画計画」を策定し、同年10月には「やまなし多文化共生社会実現構想」の策定をはじめ、令和5（2023）年3月には「山梨県多様性を認め合う共生社会づくり条例」、令和6（2024）年3月には「やまなし多様性を認め合う共生社会づくり憲章」が制定されました。

（2）SDGsへの取り組み

平成27（2015）年9月に国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が決定し、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標として、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するために17の目標と169のターゲットからなる「SDGs（持続可能な開発目標）」（以下「SDGs」という。）が掲げられました。



「SDGs」は、環境・経済・社会に関わる幅広い目標、ターゲットを設定していますが、17の目標の中には、「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」等、本計画に関係が深い目標が盛り込まれています。

本計画においても、基本目標ごとに「SDGs」の目標を定め、施策を推進していきます。

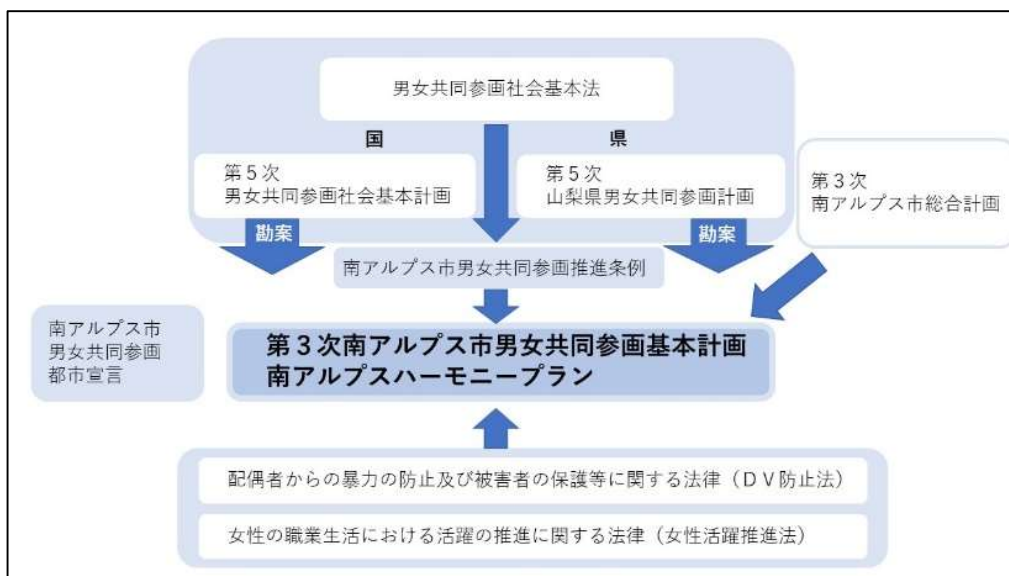
「SDGs」が掲げる目標5「ジェンダー平等を実現しよう」の実現に向け、総合的な男女共同参画を推進します。



2.計画の位置付け

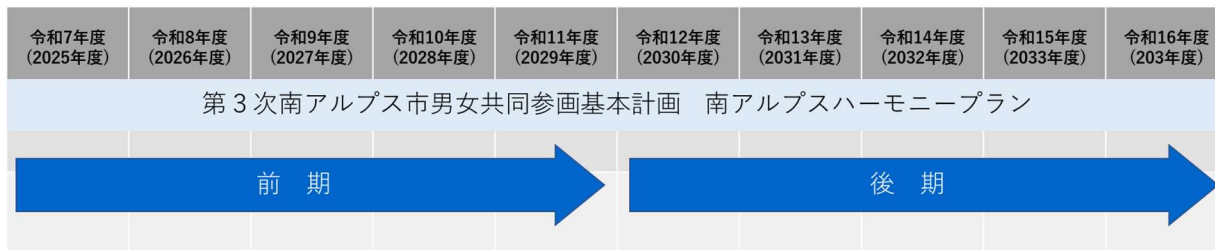
本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき、本市の男女共同参画社会の実現を推進するための「市町村男女共同参画計画」であり、第3次南アルプス市総合計画と整合を図った個別計画です。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づいた市町村基本計画及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けるものです。



3.計画の期間

この計画は、令和7年度（2025年度）から令和16年度（令和2034年度）までの10年間を目標年次とした計画です。



4.計画の重点事項

今回の策定において、引き続き取り組む重点事項は、次のとおりです。

(1) 「人権とは？」を生活の中で目に見えわかりやすい形に

学習面では、ジェンダー平等の知識を提供し、「男女共同参画の基本」や「人権」について理解することで、「男女共同参画社会の実現は人権問題を解消する1つの手立て」であることにつなげます。

実践面では、日々の生活（学校生活・家庭・地域社会・職場・子育て・介護）の中で誰もが生まれながらに持つ権利を大切に扱い、自分とは異なる他人を受け入れる『人権の尊重』の思いを持つことが大切になります。

それは、他人の家の内情の暴露を禁止し（プライバシーの保護に該当）、暴力の禁止、お互いの話を聞き合うという態度を養うことや、いじめ等の人権侵害からの自殺の防止を図ることにつながります。

(2) 数値化を強化

できる限り多くの事項を「期限化」し、できる限り多くの事項を「数値目標化」していきます。

(3) 男女共同参画についての「正しい」理解を促進

特に行政や市民の方を対象とし、さまざまな場面での、性差別の禁止、ジェンダー平等の推進の必要性を深めることで、多様な生き方ができる社会をつくります。固定的な性別役割分担意識の解消方法は、行政やハーモニープラン推進会議の委員（以下：推進委員）は継続的に周知し、市民の方は気付きから学ぶことで解消につなげます。

(4) パブリシティ（公開性）を強化

条例やプランなど、男女共同参画に関する正しい情報を多くの方が簡便に入手できるように、情報の公開を行います。

(5) 人づくりのための教育訓練プログラムを強化

誰もが対等に評価され、利益と責任を分かち合うジェンダー平等社会を形成するためには、何よりも、議論ができ、指導できる人づくりが大切です。

さらに、男女共同参画を正しく伝え、男女共同参画推進の核になる人づくりに努めます。行政は活動の機会を提供し、核となる人（推進委員）は説明経験を蓄積することが大切です。

(6) 誰もが安心して暮らせるまちづくりへの貢献

あらゆる暴力の根絶を目指し、虐待からの児童の保護（親のケア・周囲の人による警戒）や、高齢者・障がい者に対する虐待への対応を行います。

また、相談窓口の周知と相談しやすい環境を整備し、被害者の支援に努めます。さらには、防犯防災に向けたジェンダー平等の促進と自治会等の支援を行います。

(7) プランの浸透度を検証するためにモニターを強化

市民の方や、推進委員OBに協力してもらい、SNSを活用したプランモニターを設置することで、プランの何が伝わっているか、いないかがモニターできます。伝わっていない地域や、伝わっていない情報を得ることで、合理的な推進活動に役立てることができるようになります。

また、男女共同参画施策と異なる状況が発見された場合の『苦情の処理の手続き』へつながるように努めます。

(8) ハーモニープラン推進委員による推進力の向上

推進委員を対象に、少し高度で各部会に適した人づくり講座を提供し、推進能力の向上を図ります。また、推進委員が企業等への推進活動を図ろうとするときや、新たな手法による推進を始めるときには、行政がサポートを行います。

(9) 経済活性化のためのジェンダー平等的取り組みの促進

ジェンダー平等が経済の発展・活性化につながることは、EU や世界銀行および国連諸機関（FAO・UNW）など国際機関において指摘され、試算まで行われています。そのため、男女平等の職場づくりや女性が経済的に自立することの促進を図ることが重要となります。

以上、9項目の重点事項を、本プランの事業の中に盛り込むように策定しています。

5.総合目標－3つの基本視点と共に－

■ 総合目標

『一人ひとりが個として輝き、誰もが幸せに暮らせるまちへ』

■ 基本視点

- 固定的性別役割分担や無意識な思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消し、人権を尊重したジェンダー平等社会を目指すまち
- ワーク・ライフ・バランスの実現をめざすとともに、誰もが多様な分野に参画し、互いに認め育て合う社会を目指すまち
- 困難な状況にある人々への支援をはじめ、誰もが健康で安心して暮らせる社会を目指すまち

6.計画の体系

施策の基本目標	重点目標	施策の方向性
1、人権を尊重したジェンダー平等の社会づくり	(1)ジェンダー平等の人権意識の醸成	①法制度に関する知識の充実 ②性的指向及びジェンダーアイデンティティ多様性に関する理解、平等から承認へ
	(2)性別による差別の根絶	①労働の場面で間接差別の解消 ②性暴力の防止とその啓発 ③女性の経済的自立と成長
	(3)ジェンダー平等学習の推進	①子ども・青少年へのジェンダー平等教育の推進 ②社会学習におけるジェンダー平等学習の推進
2、あらゆる分野でのジェンダー平等の促進	(1)政策、方針決定過程への男女共同参画の拡大	①女性のエンパワーメントの支援 ②各種行政委員や審議会等への女性の登用率の向上 ③市政等への参画の促進
	(2)女性の職業生活におけるジェンダー平等の推進	①女性の創業・就労支援・キャリアアップにおける平等の推進 ②女性の労働条件の向上と雇用の場における平等の推進 ③ジェンダー平等と個人の成長と社会的発展の効果と啓発
	(3)地域・防災分野におけるジェンダー平等の促進	①男女共同参画による地域活動の支援・促進 ②自主防災組織等ジェンダー平等の促進 ③ジェンダー平等に配慮した避難所等運営の促進
	(4)国際的協調	①国際基準の取り入れ ②外国との交流機会の促進
3、ワーク・ライフ・バランスの推進と個の自立	(1)家庭におけるワーク・ライフ・バランス	①固定的性別役割分担意識の解消
	(2)子育て・介護と仕事の両立に向けた環境の整備	①多様なニーズに対応した子育て支援の充実 ②介護等への社会的支援
	(3)働き方改革の促進	①働き方改革にむけた意識改革の推進
4、誰もが安心して暮らせる社会づくり	(1)リプロダクティブ・ヘルス&ライツの保護	①生涯を通じた女性の健康づくり
	(2)誰もが心身共に生き生きと暮らせる健康の確保	①健康づくりのための健診体制の充実
	(3)さまざまな困難を抱える人々への支援と自立の促進	①多様な困難(ひとり親、貧困、外国につながる人等)を抱える人々への支援
5、多様な性を尊重する社会づくり	(1)性の多様性への理解と支援	①性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に対する理解の促進 ②性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に対する支援
6、あらゆる暴力の根絶	(1)あらゆる暴力の根絶に向けた社会づくり	①暴力を容認しない社会づくり
	(2)相談体制の充実	①安心・安全な保護体制づくり
7、男女共同参画プランの推進体制づくり	(1)推進体制の充実	①推進機関の充実 ②他団体との連携、情報交換の推進

第2章 計画の内容

1. 人権を尊重したジェンダー平等の社会づくり



(1) ジェンダー平等の人権意識の醸成

ジェンダー平等社会の実現のために、男女の不平等感の解消と男女共同参画についての正しい知識を持ち、誰もがその必要性を理解できるように意識の醸成に努めます。

また、性別に関わりなく、活躍できるよう様々な分野におけるアンコンシャス・バイアスを無くし、ジェンダー平等の視点に立った意識の改革や環境整備に努めます。

① 法制度に関する知識の充実

ジェンダー平等社会の実現をめざす上で、日本国憲法にあるように、人はみな平等であるという基本認識に立ち、さまざまな文化や価値観、生活様式などの個性を認め合い、互いの人権を尊重し合うことが大切です。

② 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解、平等から承認へ

少数派であるがために、周囲の人の理解不足や偏見から、社会の中で様々な困難や不安を抱えることがあります。セクシャルマイノリティ(性的少数者)の方について、正しい情報の提供を行うとともに、理解促進が求められています。

市民ができること

- ◆ 憲法や法律を身近なものとして考える機会をつくりましょう。
- ◆ 一人ひとり個性があるように、性の在り方にも多様性があることを尊重しましょう。

事業所等ができること

- ◆ 事業所内の研修等で、性の在り方にも多様性があることについて理解を深めましょう。

行政の取組み

事業	内容
人権教育・ジェンダー平等の推進	研修や講座等を開催し、人権意識やジェンダー平等の推進へ意識の醸成に努めます。

(2) 性別による差別の根絶

様々な場面において、男性または女性であることを理由に不当な扱いや差別を受けることは法律で禁止されています。

① 労働の場面での間接差別の解消

労働上、性別や体力に関する基準等が、特定の集団に不利益になることを間接差別と言います。特に育児や介護を多く担う女性に、不利に働くことが多く、例えば、雇用条件に長時間労働や深夜勤務が求められること等が不利益を与える可能性があります。労働における間接差別の解消に向け、特定の性別が不利益を被らないような制度や慣行の啓発に努めます。

② 性暴力の防止とその啓発

DV やハラスメント等は、重大な人権侵害です。特に DV は、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど、心への影響も大きいものであり、その後の人生に大きな支障をきたし、貧困や様々な困難につながることもある深刻な問題です。DV やハラスメント等は、人権侵害という意識づくりが大切です。

③ 女性の経済的自立と成長

女性の経済的自立と成長を促すために、県や市または民間が開催する研修などに参加し、専門スキルを身につける機会を増やすことが重要です。また、職場内の男女平等な昇進機会が確保され、家庭と両立できる柔軟な働き方を推奨します。

市民ができること

- ◆ 積極的に研修や講座等に参加し、性別による差別について考えましょう。
- ◆ 安らぎのある社会をめざし、お互いを思いやり、家庭・職場・学校・地域などにおいて話し合いの時間や、感謝の気持ちを持ちましょう。

事業所等ができること

- ◆ 事業所内研修等で「ジェンダー平等」について理解を深めましょう。

行政の取組み

事業	内容
企業・事業者への研修の促進と啓発	普段の生活の中で、どのような性別による差別があるのかを知ることが必要です。人権意識が高まるような研修や講座等を開催します。

(3) ジェンダー平等学習の推進

ジェンダー平等社会の実現のためには、年齢にもなって変化する生活段階に応じた教育や学習が重要です。

また、社会教育の場においても、すべての人が生涯を通じて学び続け、一人ひとりの学びの成果を地域の課題解決に活かして活躍できるようにする体制づくりの充実を図ります。

① 子ども・青少年へのジェンダー平等教育の推進

子ども・青少年に固定的な性別役割分担意識を持たせないよう配慮し、子ども・青少年が互いの人格や人権を尊重できる心を育てていくことができるように、幼少期からのジェンダー平等意識の形成に努めていきます。

② 社会教育におけるジェンダー平等学習の推進

ジェンダー平等に関する資料や情報を積極的に収集し、広報紙や図書館等で特集を組むなど、子どもから大人まですべての方にわかりやすいように提供していくと共に、あらゆる年代の人々が、ジェンダー平等への理解を深め、実践につなげることができるよう、多様な学びの機会を図れるよう努めます。

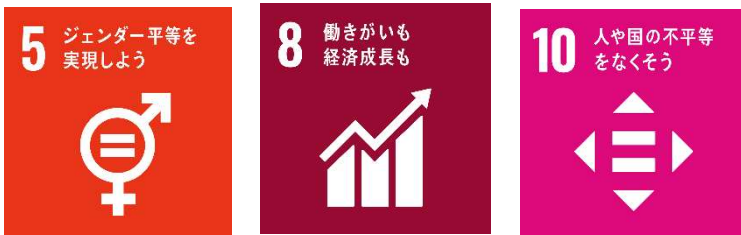
市民ができること

- ◆ 「女（男）だから」、「男（女）のくせに」といった考え方を改めましょう。
- ◆ 生活の中にある男女差別や性別による役割分担を見つけてみましょう。
- ◆ さまざまなことに興味関心を持ち、地域の困りごと等に役立てましょう。

行政の取組み

事業	内容
人権擁護委員会による人権教室の開催事業	市内保育所・小中学校の幼児・児童生徒に向けた人権教室を開催します。
保育所・放課後児童クラブにおけるジェンダー平等教育の推進	市内公立保育所及び放課後児童クラブにおけるジェンダー平等教育の推進のため、「男の子らしく」「女の子らしく」といった表現を避けるとともに、多様な価値観を認め尊重し合える環境づくりを推進します。
青少年教育におけるジェンダー平等の推進	ジェンダー平等の理解を深めるため、地域・学校・家庭と連携し、子ども・青少年を対象とした研修を充実します。
図書等の充実	人権やジェンダー平等に関する図書等の充実及び関連資料の収集、登録図書の周知に努め、市民に貸し出します。

2. あらゆる分野でのジェンダー平等の促進



(1) 政策、方針決定過程への男女共同参画の拡大

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、各種審議会等での女性委員の選出に取り組むとともに、市の女性職員については、特定事業主行動計画※に基づき、職域拡大及び管理職等への積極的な登用に取り組めます。

① 女性のエンパワーメントの支援

女性が自らの権利を理解し、経済的・社会的に自立する力を得られるように努めます。エンパワーメントにより、女性が自信を持ち、コミュニティや社会に積極的に参画できるよう促進します。

② 各種行政委員や審議会等への女性の登用率の向上

行政と市民との協働によるまちづくりの実現に向け、各種行政委員や審議会等の委員への女性の参画を促進します。

③ 市政等への参画の促進

女性が市政に参画しやすい仕組みづくりとしての市民と行政の協働事業や、市民座談会の活用、議会の傍聴等、あらゆる機会を通じ市政への参画を促進します。

市民ができること

- ◆ 市民座談会を活用し、市政全般に常に関心を持ちましょう。
- ◆ 市の審議会等の委員の公募に積極的に応募しましょう。
- ◆ 女性議員との交流会が開催されます。市政を知り、意見交換をすることで自身の思いが形になるかもしれません。公募もしますので参加しましょう。

行政の取り組み

事業	内容
女性議員との交流会の開催	女性の市政への参画を積極的に推進し、多くの市民が市政やまちづくりについてより一層関心を深める機会として、女性議員との交流会を開催します。

女性の登用率の向上	各種行政委員や審議会等の女性委員の比率を高めます。
議会傍聴の促進	議会の傍聴を促進し、市政参画への意識づくりの推進を図ります。議会だよりをはじめ、CATV 及びホームページ等の情報発信ツールを用いて、年齢、性別を問わず多くの市民に向けて情報の提供に努めます。

※特定事業主行動計画：女性の活躍推進や多様な働き方を支援するための特定事業主（国や地方公共団体）が策定した計画。具体的な目標や取り組みを位置付け、職員の子育てや女性の活躍の推進、ワーク・ライフ・バランスの実現などを図る。

（２）女性の職業生活におけるジェンダー平等の推進

女性が自身の能力を高め、生き生きと働き続けることができるよう、女性のキャリアアップのための講座の周知や、働きたい・働き続けたい女性の就業等の環境整備に努めます。

また、進路や職業において、性別にとらわれず多様な選択が可能となる環境づくりを進めます。

① 女性の創業・就労支援・キャリアアップにおける平等の推進

働きたい女性が意欲を失わずに、能力を伸長・発揮できるよう、情報提供や相談支援等、女性の就業、職域拡大、キャリアアップを促進するためのさまざまな支援を行います。

さらに、合同就職フェアなどの開催を通じ、就職・再就職を希望する女性がライフステージに応じてその能力を伸長・発揮できるように女性の就業を促進します。

② 女性の労働条件の向上と雇用の場における平等の推進

ジェンダーの持つ社会的・経済的効果を深く理解した労働環境づくりのための啓発活動と、企業内研修のための情報提供を行います。

③ ジェンダー平等と個人の成長と社会的発展の効果と啓発

女性が様々な分野にチャレンジしていくことにより、多様な視点や発想が加わり、活力ある生き生きとした社会の実現が期待されています。また、男性・女性だからというアンコンシャス・バイアスによる無意識な思い込みはやめ、自分自身が考える就業が目指せるような啓発に努めます。

市民ができること

- ◆ スキルアップのための講座に積極的に参加しましょう。
- ◆ 農業・商工業自営従事者の交流の場でも、積極的にジェンダー平等の推進を図りましょう。

事業所等ができること

- ◆ 誰もが働きやすい職場環境を整えましょう。
- ◆ 女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、女性の適材適所の登用に向け、更に踏み込んだポジティブ・アクション※を実行しましょう。
- ◆ 雇用や再就職のための機会の提供に努めましょう。

行政の取組み

事業	内容
理工系分野における女子中高生に向けた啓発活動	県内の大学が行う公開講座などを活用し、理工系分野への女子学生の関心を高めます。
再就職も含めた就職への支援	企業ガイダンスの実施、開催当日の託児所設置、求人情報の設置や雇用情報発信の取り組みを実施します。
男女雇用機会均等法の周知・啓発	雇用機会と待遇確保を企業に啓発します。また県の宣言企業登録を推進します。
女性のキャリアアップ講座の開設・周知	女性が積極的に社会進出するための一つの手立てとして、講師を招いた『学びの場』や、県等が主催する講座の周知を行います。

※ ポジティブ・アクション：固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に差が生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取り組みのこと。

(3) 地域・防災分野におけるジェンダー平等の促進

重要性が高まっている防災分野において、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を促進するとともに、ジェンダー平等の視点を取り入れた地域活動・防災体制の確立を推進します。

① 男女共同参画による地域活動の支援・促進

自治会、PTA等の地域活動の方針決定の場において、女性の登用が進むよう、啓発や情報提供を行い、固定的な性別役割分担意識の解消を図り、誰もが主体的に地域活動や社会貢献活動等に参画できる環境づくりを進めます。

② 自主防災組織等ジェンダー平等の促進

防災リーダー研修や防災講習会での研修といった各種防災研修等において、女性の積極的な参加を働きかけ、人材育成を図るとともに、防災関連の協議会や自主防災組織の役員等への積極的な登用を進めます。併せて、職場、学校といったさまざまな場面で防災に対応する女性の発掘を推進します。

また、ジェンダー平等の視点を取り入れた地域防災活動の推進や家庭・地域・職場

における防災への対応についての周知啓発を図ります。

③ ジェンダー平等に配慮した避難所等運営の促進

指定避難所等の開設や環境整備、物資の供給については、災害から受ける影響やニーズの違いに配慮しながら行います。

また、多様な主体との連携・協働体制に基づきジェンダー平等の視点に立った指定避難所等の運営を促進します。

市民ができること

- ◆ 自治会、PTA等の地域活動で、「女（男）だから」、「男（女）のくせに」という意識にとらわれないよう心掛けましょう。
- ◆ 性別に関わりなく、積極的に地域での防災活動などに参画しましょう。
- ◆ 地域で防災における取り組みに女性の参画を促し、ジェンダー平等の視点を取り入れた防災体制を作りましょう。

行政の取組み

事業	内容
地域活動における男女共同参画の促進	男女が共に地域活動へ積極的に参加・促進するための啓発に努めます。
防災リーダー養成講座事業	防災に関する知識及び技能を有する者として女性防災リーダーを養成し、女性の視点から地域の防災対策の推進及び自主防災組織の活性化を促進します。
自治会役員の女性登用の促進	地域や団体等における役員へ女性の登用を促進するため研修会の開催と啓発事業を推進します。

(4) 国際的協調

少子高齢化、デジタル化、グローバル化の進展等、社会経済情勢が急速に変化しています。本市が持続的に発展していくためには、多様な文化や価値観を持った人々を理解し、積極的に受け入れ、互いに支え合い、認め合える社会を実現していく必要があります。

① 国際基準の取り入れ

政治・経済・文化などあらゆるレベルでの国際社会における取り組み等の情報の収集、提供に努めます。国際的視点からジェンダー平等意識等を学習する機会を増やし、ジェンダー平等の進んだ諸外国の取り組みを学びます。

② 外国との交流機会の促進

市内には、多くの外国人が住んでいます。交流機会の充実を図り、市民が様々な国

際交流の場に参加することで、外国人住民と日本人住民が多文化への理解を深め、共生の地域づくりを進めていきます。

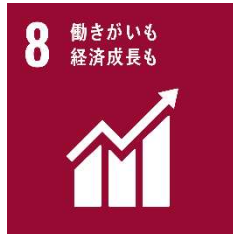
市民ができること

- ◆ 市内在住の外国人とふれあい、交流を深め、お互いの文化に関心を持ち理解しましょう。
- ◆ 国際交流協会等で行っている国外姉妹都市交流事業や、各種事業にも参加してみましょう。
- ◆ 外国の進んだジェンダー平等の取り組みに目を向けてみましょう。

行政の取組み

事業	内容
諸外国における先進事例の紹介	世界経済フォーラムによる性別の違いによって生じる男女格差を数値化したジェンダー・ギャップ指数や、諸外国の先進事例等を情報誌に掲載します。
多文化共生事業	「日本語教室」や「日本語サロン」など市民と在住外国人の交流する場を提供し、多文化への理解を促します。

3. ワーク・ライフ・バランスの推進と個の自立



(1) 家庭におけるワーク・ライフ・バランス

男女がともに自立し、性別にかかわらず充実した生活を営み、仕事と生活の調和を実現できるよう多様な働き方の環境整備を働きかけます。

① 固定的性別役割分担意識の解消

家庭生活の中では、家事・育児・介護などで女性にかかる負担が多く、固定的な性別役割分担意識が影響しています。性差別のない家庭づくりを進めるため、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取り組みを充実します。

市民ができること

- ◆ 男女が互いに家族を支えていることを認識しましょう。家事労働を担っている人を思いやる気持ちを持ち、分担できることは実践しましょう。
- ◆ 男性も女性と共に積極的に育児、介護休暇を取るよう意識しましょう。

行政の取組み

事業	内容
ワーク・ライフ・バランスの推進と啓発事業	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発や情報提供を行い、法律・制度等の定着と活用に努め、休暇の取得しやすい環境づくりを推進します。
パパママ学級の開催	出産から育児を夫婦で安心して行うための講座を開設し、経験者や他参加者と交流を図ります。
食生活改善推進員会主催事業	メンズキッチン（男性の料理教室）を開催し、誰もが気軽に家事に取り組めることで、家族の健康維持や、コミュニケーションを育みます。
家族介護相互交流事業・家族介護教室実施事業	在宅介護をしている介護者同士が日頃の悩みを話し合う場を提供し在宅介護者の支援を行います。

(2) 子育て・介護と仕事の両立に向けた環境の整備

男女が対等なパートナーとして働くことができるよう育児休業や介護休業といっ

た制度を積極的に利用し、地域や社会全体で支える仕組みを進めます。

① 多様なニーズに対応した子育て支援の充実

仕事と家事、育児との両立ができ、子育てが安心してできるような環境を整えることが必要です。また、地域や社会が見守り、子どもたちの成長を共に喜び、地域で見守る方たちが、生きがいを感じるような取り組みを行います。

② 介護等への社会的支援

介護は、まだまだ女性が担っている場合が多く見られます。男女が共に協力し介護が行えるよう、情報提供や研修の充実に努めるとともに、地域支えあい協議体やサロン等と協力し、地域や社会で支えられるよう進めます。

市民ができること

- ◆ 育児や介護に関する支援制度についての情報を集め、積極的に利用しましょう。
- ◆ 育児・介護等休暇制度について家族で話し合い、取得してみましょう。
- ◆ 地域の皆さんで子どもたちの安全を見守り、声掛けを行いましょう。

事業所等ができること

- ◆ 職場内で、男性も女性と共に積極的に育児、介護休暇を取りやすい環境を作りましょう。

行政の取組み

事業	内容
保育サービスと育児支援の充実	市内保育所及び放課後児童クラブの受け入れ体制を強化し、必要な保育の量を確保するとともに、子育てを行う家庭の経済的負担を軽減するため、保育料の無償化を推進します。
総合相談事業	高齢者等に関する相談を受け、適切な機関、制度、サービスにつながるよう支援します。
見守りのネットワーク事業	認知症の正しい理解を男女の別なく幅広い年齢層へ普及します。

(3) 働き方改革の促進

ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、長時間労働の削減に加え、多様で柔軟な働き方の実現が重要です。働きたい誰もが、その個性と能力を十分に発揮できるよう、働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）が図れるよう事業主や企業に啓発します。

① 働き方改革に向けた意識改革の推進

社会環境の変化により、多くの企業でテレワークの導入やオンラインの活用が進ん

でおり、労働時間の短縮を始めとする働き方の見直しや、フレックスタイム制等の柔軟な就労形態が求められています。子育てや介護と仕事を両立できる環境の整備等を推進するとともに、事業者が実施する取り組み等を促進するよう働きかけます。

市民ができること

- ◆ 職場の上司、同僚共々コミュニケーションをとり、より良い職場環境を作りましょう。

事業所等ができること

- ◆ 労働時間や年次有給休暇等の取得状況を確認し、問題点に対する改善策を検討・実施しましょう。
- ◆ ワーク・ライフ・バランスなどについての研修やセミナーなどを企画して学び、推進する環境をつくりましょう。
- ◆ 職場における不合理な制度・慣習、年齢や性別によるアンコンシャス・バイアスに気付き、見直しましょう。

行政の取組み

事業	内容
調和のとれた労働・家庭生活・地域活動への支援	仕事と家庭の調和（ワークライフバランス）を推進し、家庭生活・地域活動に参加しやすくするため、時間外労働の地域を事業主や企業に啓発します。
職員研修事業	市の職員に向け、育児休業・介護休暇制度の周知と、男性育児休業取得促進研修を実施します。

4. 誰もが安心して暮らせる社会づくり



(1) リプロダクティブ・ヘルス&ライツの保護

「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス&ライツ※）」について、関心を持ち、正しい知識を得て認識を深めるための取り組みを行うとともに、男女が共に性に関する正しい知識を得られる啓発活動の充実に努めます。

さらに、市民一人ひとりが生涯にわたり心豊かな生活を営めるよう、心と体の健康づくりを推進します。

① 生涯を通じた女性の健康づくり

女性の心身の状況は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といったライフステージごとに大きく変化し、妊娠・出産期は、女性の健康にとって大きな節目となります。誰もが互いの身体的性差を十分に理解し尊重し合うこと、心身及びその健康について、正確な知識・情報を得られるような、研修や啓発活動に努めます。

また、若いうちから男女共に将来の妊娠等も意識し、自身の健康管理を行う「プレコンセプションケア※」についても普及啓発していく必要があります。

市民ができること

- ◆ 自分の性を大切にするとともに、相手の性も大切にしましょう。
- ◆ 男女の身体的・生理的な特徴や心身の状態を理解し合い、性に対する正しい知識を持ちましょう。
- ◆ 性に関することは家族間で話しにくいものです。思春期の子どもの行動や、更年期、高齢期の悩みごとなど夫婦や家族で話しやすい環境をつくりましょう。
- ◆ 妊娠・出産・育児等の将来のライフイベントを含め、自分や相手の健康管理について関心を持ち、話し合しましょう。

事業所等ができること

- ◆ マタニティ・ハラスメントの防止に取り組みましょう。

※ リプロダクティブ・ヘルス&ライツ：妊娠・出産という仕組みを体に持つ女性の一生を通じた健康のことを、リプロダクティブ・ヘルスといい、強制でなく安全で満足な性生活を営めること、また、いつ何人子どもを産むか、あるいは産まないかということを女性自身の意思で選択していく権利を、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖の自己決定権）という。これらを総称して「性と

生殖に関する健康及び権利」と訳されている。

※プレコンセプションケア：将来の妊娠を見据えて、女性やカップルが自身の生活や健康に向き合う取り組みのこと。また、妊娠前から適切な体重管理、栄養バランスのある食事、禁煙・節酒、感染症予防などを行うことで、妊娠や出産のリスク軽減と健康維持を目指すこと。

行政の取り組み

事業	内容
健康教育事業	「リプロダクティブ・ヘルス&ライツ」や、「プレコンセプションケア」に関する知識や理解を深めるため、市内保育所等への絵本の設置や、ホームページや広報による啓発に努めます。
小中学校生理用品配置事業	市立小・中学校その他の公共施設の女子トイレに生理用ナプキンを配置し、思春期以降の女性の不安の軽減と生活の質の向上、社会・経済活動への積極的参加を促す環境づくりに努めます。

(2) 誰もが心身共に生き生きと暮らせる健康の確保

妊娠・出産期から高齢期まで、現在健康な人も障害や病気の状態にある人も、一人ひとりの状況に応じた生き生きとした豊かな人生の実現を目指します。

① 健康づくりのための健診体制の充実

市民一人ひとりが、健康づくりに積極的に取り組むことが重要です。職場や行政が行う健診を進んで受診し、健康教室に関する講演会や教室など、市民が主体的・積極的に、健康づくりに取り組めるよう推進します。

市民ができること

- ◆ がん検診や各種健診を積極的に受診し、自身の健康づくりに主体的に取り組ましましょう。
- ◆ 地域活動に参加しましょう。近隣住民を知ることで、子どもや高齢者の見守りの活動につながります。
- ◆ 地域活動や、日々の生活の中で生きがいを見つけましょう。

行政の取り組み

事業	内容
健康リーグ事業	健康リーグ（健康づくり・地域づくりのための事業）を推進します。
健診（検診）事業	健診の重要性を周知し、誰もが受診しやすい体制を整備します。

(3) さまざまな困難を抱える人々への支援と自立の促進

日常生活に困難がある状態や、経済的に不安定な状況にある人々に、生活の安定に向け、実情やニーズに応じた継続的支援を行います。

また、外国につながるのある市民が安心して暮らせるよう生活支援を行います。

① 多様な困難（ひとり親、貧困、外国につながるのある人等）を抱える人々への支援

市民一人ひとりがどのような状況にあっても、人として尊重され、自分らしい「ふだんのくらしのしあわせ」を実感できるよう、困りごとに関する相談支援や、就労・住まいの支援、医療費の助成など生活全般にわたる各種支援を行います。社会的な孤立を防ぎ、つながりや助けあいの中で自立した暮らしを送れるよう、生きがいや居場所・役割の創出のための地域づくりを行います。

市民ができること

- ◆ 不安に思うことや困りごとがあるときは、一人で抱え込まず、誰か相談できる人や様々な相談窓口へ相談しましょう。
- ◆ 日頃から地域で、温かく見守り、相談窓口等の情報を提供するなど声をかけ合しましょう。

行政の取組み

事業	内容
福祉総合相談体制の推進	女性、生活困窮者、障がい者、ひとり親家庭、外国につながるのある人等、様々な困難を抱えている方に対し、相談事業や就労促進等各種支援を実施します。
育児中の親への自立支援	外国につながるのある人等を含め、ひとり親等の困難を抱える子育て世帯を対象に、就労支援等の自立支援体制の充実を図るとともに、経済的支援を推進します。
コミュニティソーシャルワーカー配置事業	福祉総合相談体制の身近なワンストップ機関として、世代や属性を問わず困りごとを受け止め、課題を専門機関へつなぐとともに、住民等の協力による支援ネットワークを築きます。
認知症総合支援事業	認知症の初期から適切な支援ができるよう関係機関と協力して支援します。

5. 多様な性を尊重する社会づくり



(1) 性の多様性への理解と支援

性的指向、性自認※などを理由に悩み、生活のしづらさを感じているセクシュアルマイノリティ（性的少数者）の人々がその個性と能力を十分に発揮できるよう、家庭、地域社会、職場等での理解と支援の促進を図ります。

① 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に対する理解の促進

家庭、地域社会、職場といったさまざまな場で、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に対する差別や偏見に基づくいじめや嫌がらせなどが生じないよう、啓発活動や研修を実施します。

また、子ども・青少年の発達段階に応じた心身の発育・発達と性に関わる教育を継続的に推進します。さらに、性的指向・性自認に係る児童生徒に対し、関係機関と連携した支援体制を構築し、きめ細かな対応を実施します。

② 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に対する支援

山梨県多様性を認め合う共生社会づくり条例（令和5年山梨県条例第15号）に基づき、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性にかかわらず、誰もが自分らしく暮らすことができる社会の実現を目指した、山梨県パートナーシップ宣誓制度が始まりました。本市では、県と連携協定することで性的指向及びジェンダーアイデンティティの方が、生活がしやすくなるよう支援していきます。

市民ができること

- ◆ どのようなことが人権侵害にあたるかを学び、人権を尊重しましょう。
- ◆ 自分の周りにも性的指向及びジェンダーアイデンティティの方がいると思って行動しましょう。
- ◆ 性的指向や性自認を本人以外に勝手に話したり、カミングアウト※を強制したりすることはやめましょう。

行政の取組み

事業	内容
性の多様性への理解促進	性的指向及びジェンダーアイデンティティの方に対する理解を深めるため、市民に向けた啓発活動を実施します。更に、当事者の生きづらさや負担の軽減を図るために、更なる多様な性への理解促進に努めます。
職員に向けた理解促進	「山梨県パートナーシップ宣誓制度」について、県と市と連携しサービスの提供に努めます。また、職員に向けた制度の周知・窓口対応等の理解促進に努めます。

※ 性的指向や性自認：性的指向はどの性別を好きになるか、性自認は自分の性別をどう認識しているかのこと。

※ カミングアウト：性的指向や性自認を周りの人に伝えること。これまでの人間関係が崩れてしまったり、否定されたりすることを悩む人も多いため、カミングアウトを周囲が強制したり、本人の許可なく第三者に性的少数者であることを暴露することはあってはならない。

6. あらゆる暴力の根絶



(1) あらゆる暴力の根絶に向けた社会づくり

配偶者等からの暴力（DV）をはじめ、虐待や性暴力といったさまざまな暴力は、重大な人権侵害です。ジェンダー平等社会の実現を阻害するものであることから、あらゆる暴力を絶対しない、許さない社会づくりを進めます。

① 暴力を容認しない社会づくり

社会では、DVに限らず、児童、高齢者、障がい者への虐待や、職場や学校におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、あるいは、外国につながるのある人に対するヘイトスピーチ、性犯罪やストーカー、SNS 上での誹謗中傷など、さまざまな暴力が身近に存在しています。

暴力は重大な人権侵害であり、社会全体で取り組んでいかなければならない問題です。ジェンダー平等社会を実現していくためには、あらゆる暴力を容認しない社会づくりとそれを支える人々、とりわけ次世代を担う子ども・青少年といった若年層からの人権教育が重要となります。

市民ができること

- ◆ あらゆる暴力を絶対にしない、許さない意識を持ちましょう。
- ◆ 人権教育を受けましょう。
- ◆ 雇用・待遇上の問題やセクシュアルハラスメントやマタニティ・ハラスメントなど、様々な問題の相談窓口の情報を把握し、困ったことがあれば速やかに相談しましょう。

行政の取組み

事業	内容
児童虐待防止市民講座の開催	児童虐待を防止することを目的に市民、関係者、支援機関が協働できる地域を目指すために開催します。
あらゆる暴力防止に向けた学習、啓発の推進	国、県からの暴力・DV 防止に関する情報を市内小中学校へ情報提供を行います。
いじめ未然防止事業	市内小中学校教職員を対象とし、講師を招いた研修会を行います。

行政職員研修事業	ハラスメント防止職員研修を実施し、ハラスメントのない職場づくりを進めます。
----------	---------------------------------------

(2) 相談体制の充実

DV に関する相談内容が複雑化・長期化する中、DV 被害者のさまざまな状況に応じた相談体制の整備・充実を推進します。緊急に保護を必要とするケースの増加を踏まえ、DV 被害者が安心して保護が受けられるよう迅速かつ県などの相談機関と連携した対応を図ります。

① 安心・安全な保護体制づくり

各相談窓口で DV に関係する内容があったときには、連携して的確かつ迅速な対応を図ります。

また、DV 被害者に関する情報の保護と管理を徹底し、プライバシーの保護に努めるとともに警察及び県をはじめ、より充実した支援を行うことができるよう関係機関との協力・連携強化を図ります。

市民ができること

- ◆ DV 被害、性犯罪及びストーカーにあった場合は、悩まないで相談しましょう。
- ◆ 配偶者、パートナー及び家族等から暴力を受けている人を発見したら、相談支援センターや警察に通報しましょう。

行政の取組み

事業	内容
あらゆる暴力防止のための周知啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」や「児童虐待防止推進月間」等の各種機会や、県等が開催する講演会等を通じ、意識の向上を図るとともに、相談窓口の周知を行います。
要保護児童対策地域協議会の運営事業	児童虐待に関する相談の受理と解決のためのネットワーク構築を図ります。
権利擁護事業	市民の権利擁護に対応するため、関係機関との連携強化を図ります。研修会を開催し権利擁護、高齢者虐待等に関する普及啓発を行います。

7. 男女共同参画プランの推進体制づくり



(1) 推進体制の充実

本計画において位置付けた各施策を着実に推進するため、事業の進捗管理を行い数値目標の公表を行います。

① 庁内推進体制と関係機関の充実

本計画を着実に推進するため、関係各課等との積極的な連携体制を整え、全庁的な施策推進を行います。

また、本計画に位置付けられる取り組みについては、関係各課等による実施事業を数値化し、本計画の進捗状況と施策の効果等を検証・評価します。

○南アルプス市男女共同参画推進本部

男女共同参画の推進に関する施策の総合的な調査、企画及び男女共同参画の推進に関する施策の総合調整を行います。

○南アルプス市男女共同参画審議会

広く市民の意見を施策に反映させるため、公募市民、学識経験者、関係団体の方々に構成され、計画の進捗状況の把握及び施策の評価や意見等をいただきます。

○南アルプスハーモニープラン推進委員

市民、行政及び事業者等が互いに協働して効果的な男女共同参画の推進を図るため、さまざまな形で互いに学び、市民に還元できるよう情報誌にまとめ啓発に努めます。

○国・県等と連携した推進

国や山梨県等と適切に情報共有を行い、啓発事業や支援体制の充実を図ります。

○他団体との連携、情報交換の推進

市民・関係団体等が、家庭、地域、学校及び職場などのあらゆる場においてジェンダー平等社会の実現に向けた行動をとることができるよう、広報掲載、情報誌の配布、県や市の講座開催等の周知啓発に努めます。

市民ができること

- ◆ この計画が進むよう、市民・事業者・行政の取り組みに協力しましょう。
- ◆ ハーモニープラン推進会議や行政が行う推進活動に興味関心を持ちましょう。

行政の取組み

事業	内容
庁内推進体制の充実	市が全庁的な組織でジェンダー平等の推進施策に取り組みます。
情報公開の促進	市のホームページ等にハーモニープランの進捗情報を公表します。また、条例・計画を掲載します。

資 料 編

- 1 南アルプス市男女共同参画計画策定の経緯
- 2 南アルプス市男女共同参画市民意識調査
- 3 パブリックコメント
- 4 南アルプス市男女共同参画推進委員会委員名簿
- 5 関係法令
 - 日本国憲法（抄）
 - 男女共同参画社会基本法
 - 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
 - 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
 - 南アルプス市男女共同参画推進条例
 - 南アルプス市男女共同参画都市宣言
- 6 窓口相談一覧
- 7 数値目標一覧

1. 南アルプス市男女共同参画基本計画南アルプスハーモニープラン策定の経緯

日 程	内容等
令和5年10月1日(日)～ 令和5年10月20日(金)	男女共同参画に関する市民意識調査
令和6年6月6日(木)	第1回男女共同参画審議会 諮問
令和6年7月28日(日)	市民ワークショップ
令和6年8月20日(火)	男女共同参画推進本部会議
令和6年9月18日(水)	第2回男女共同参画審議会
令和6年10月11日(木)	庁内推進会議
令和6年11月18日(月)～ 令和6年11月21日(木)	庁内推進会議担当課ヒアリング
令和6年12月3日(火)	男女共同参画推進本部会議
令和6年12月6日(金)	第3回男女共同参画審議会
令和7年2月1日(土)～ 令和7年2月28日(金)	第3次南アルプス市市男女共同参画計画(案)の パブリックコメント実施
令和7年3月〇日(〇)	第4回男女共同参画審議会
令和7年3月〇日(〇)	答申

2. 南アルプス市男女共同参画に関する市民意識調査（令和5（2023）年度）

（1）調査の目的

これまでの推進の成果と本市における男女共同参画の現状について、市民の意識を把握し、南アルプス市男女共同参画計画改定の基礎データとし、今後の施策展開に向けた課題を抽出することを目的とし、調査を実施しました。

（2）基準日等

項目	摘要
基準日	令和5年4月1日
基準日人口	71,434人
18歳以上人口	60,193人

（3）調査方法

調査項目	仕様
対象者	18歳以上の南アルプス市民より1,500人を無作為に抽出
方法	調査票の配布（郵送）・回収（郵送・QRコードによる回答）
期間	令和5年10月1日～令和5年10月20日

（4）回答結果

項目	摘要
配布数	1,500票
回収数	608票（郵送529票・QRコード回答79票）
内訳	女性340人 男性262人 その他3人 無回答3人
回収率	40.5%

3. パブリックコメント

本計画の策定するにあたり、市民の皆様からご意見をいただくため、次のとおりパブリックコメントを実施しました。

(1) 手続の対象

「第3次南アルプス市男女共同参画計画（案）」

(2) 意見等提出期間

令和7年2月1日（日）～ 令和7年2月28日（水）

(3) 意見提出者数（意見数）

〇人（〇件）

4. 南アルプス市男女共同参画審議会 委員名簿

役 職	氏 名	選出区分	所属機関等
会 長	山内 幸雄	学識経験者	憲法学者 山梨県立大学非常勤講師
委 員	小野 正毅	学識経験者	弁護士
委 員	戸澤 英子	公共的団体	市女性団体連絡協議会
委 員	内田 秀子	公共的団体	市女性団体連絡協議会
委 員	鮫島 美智子	公共的団体	南アルプスハーモニープラン 推進会議
委 員	加賀美 義正	事業者	南アルプス市商工会
委 員	中島 恵子	事業者	社会福祉法人 南アルプス市社会福祉協議会
委 員	肥后 久	事業者	南アルプス市農業協同組合
委 員	柴田 剛	公 募	
委 員	中込 たつ子	公 募	

(敬称略)

日本国憲法（抄）

（昭和二十一年十一月三日憲法）

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第一章 第一条～第八条（略）

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第三章 国民の権利及び義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十五条 （略）

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条 （略）

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第三十条 (略)

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第三十三条～第四十条、第四章～第九章 (略)

第十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議

員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第十一章 (略)

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)
改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項

を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社

会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上

又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事

項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の

促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の

組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(以下 略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：令和六年四月一日法律第三十号

◆-----◆

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条一第五条の四）
- 第三章 被害者の保護（第六条一第九条の二）
- 第四章 保護命令（第十条一第二十二條）
- 第五章 雑則（第二十三条一第二十八條）
- 第五章の二 補則（第二十八條の二）
- 第六章 罰則（第二十九条一第三十一條）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者か

らの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの

暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和三十二年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和三十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対

し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和三十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。)の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
- 十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命

ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
- 一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、

被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

- 第十一条** 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地
- 3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

- 第十二条** 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされる

ことを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面(以下「申立書」という。)に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に

関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続し

た電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条** 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
 - 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、

速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規

定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

（退去等命令の再度の申立て）

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発

せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法 の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五

章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生

活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
第六条第一項	被害者	被害者（「特定関係者からの暴力を受けた者」という。以下同じ。）
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて

準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づ

いて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号) (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）

抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二五日法律第五二号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）

抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年五月一九日法律第三〇号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」と

いう。) 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(保護命令事件に係る経過措置)

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第三百三十三条の二第五項及び第六項、第三百三十三条の三第二項、第五百五十一条第三項、第六十条第二項、第八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、

第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。)を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号)抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二條第五號の改正規定、同法第二十五條の改正規定、同法第二十六條の改正規定、同法第二十九條の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一條第一項第三號の改正規定、同法第四百十一條第一項第三號の改正規定、同法第八十一條第一項の改正規定、同條第四項の改正規定、同法第八十三條の改正規定、同法第八十九條の改正規定及び同法第九十三條第一項の改正規定、第十二條、第三十三條、第三十四條、第三十六條及び第三十七條の規定、第四十二條中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九條第二項の改正規定、第四十五條の規定（民法第九十八條第二項及び第二百五十一條第四項の改正規定を除く。）、第四十七條中鉄道抵当法第四十一條の改正規定及び同法第四十三條第三項の改正規定、第四十八條及び第四章の規定、第八十八條中民事訴訟費用等に関する法律第二條の改正規定、第九十一條の規定、第八十五條中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二條第三項の改正規定、第九十八條の規定並びに第三百八十七條の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）

（昭和六十年条約第七号）

この条約の締約国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主権の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、 窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男

女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確信し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的な重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使する

ことを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同

一の機会

- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第十一条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差

別的解雇を制裁を課して禁止すること。

- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題

及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理すること

につき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第五部

第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後には二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規

定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第二十二条 (略)

第六部 (略)

第十八条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内

(b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条～第二十条 (略)

第二十一条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

目次

第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 基本方針等（第五条・第六条）
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節 一般事業主行動計画等
（第八条—第十八条）
第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
第四節 女性の職業選択に資する情報の
公表（第二十条・第二十一条）
第四章 女性の職業生活における活躍を推進
するための支援措置（第二十二条—第
二十九条）
第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
第六章 罰則（第三十四条—第三十九条） 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施

策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等
(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等
(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条** 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続

勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づ

く取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で

厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しよう

とするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表
(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に

掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般

事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者
- 三十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
 - 三 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
 - 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 五 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
 - 六 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした

行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第十

南アルプス市男女共同参画推進条例

平成18年12月25日条例第68号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 性別による権利侵害の禁止(第9条・第10条)

第3章 基本的施策(第11条—第26条)

第4章 推進体制の整備(第27条)

第5章 男女共同参画審議会(第28条—第30条)

第6章 補則(第31条)

附則

南アルプス市は、個人の尊重を前提とし、法の下の平等と両性の本質的平等を謳っている日本国憲法の理念及び女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約に基づき、男女共同参画社会の実現に努めている。

本市は、西に北岳を仰ぎ、南に富士山を望み、豊かな自然との共生の中で未来にひらく文化を創造し、すべての市民が真に幸せを実感できるまちづくりを目指している。かかるまちづくりには、男女共同参画が不可欠である。

本市は、平成15年の合併当初から、すべての男女が共に個人を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、自らの意思を持ち、一人ひとりの能力を十分に発揮できるような施策を積極的に進めてきた。

しかしながら、今なお、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度及び慣行が、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野に根強く存在し、真の男女平等の達成を妨げている。

こうした状況を踏まえ、市、市民及び事業者等が一体となり、男女が共に輝き、次世代を担う子どもたちが共に住みたいと願う南アルプス市を目指し、男女共同参画社会の実現に向けて、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本と

なる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 住民登録の有無にかかわらず市内に居住する者、市内に通勤する者及び市内に通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において、営利又は非営利の事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 自治組織等 市内の行政区等地縁に基づいて形成された団体及びその他の市民団体をいう。
- (6) 教育に携わる者 家庭教育、学校教育、社会教育その他本市においてあらゆる教育に携わる者をいう。
- (7) 事業者等 事業者、自治組織等及び教育に携わる者をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として図られなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の

人権が尊重されること。

- (2) 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできるだけ中立なものとするように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業所等における方針の立案及び決定に、共に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援を受けながら、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)における活動に、対等に参画できるよう行われること。
- (5) 国際社会の取組と密接に関係していることを理解するとともに、国際的協調の下に行われること。
- (6) 男女が、対等な関係の下に互いの性についての理解を深め、双方の健康に配慮するとともに、生涯にわたる性と生殖に関して、自らが決定する権利を十分に尊重すること。
- (7) 社会のあらゆる分野から暴力及び虐待並びに他の者を不快にさせる性的な言動を根絶すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画の推進に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民の意見を尊重するとともに、市民及び事業者等のほか、国、県及び他の地方公共団体と連携し、協力しなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を行うため、必要な財政上の措置を講じなければならない。
- 4 市は、男女共同参画の推進に関する職員の資質の向上及び人材育成を図るため、職員研修等を実施しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念ののっとり、男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に取り組むよう

努めなければならない。

- 2 男性である市民は、社会のあらゆる分野において男女の役割を固定化させている従来の慣行を改めるよう努めなければならない。
- 3 女性である市民は、男女の役割を固定化させている従来の慣行を踏襲することなく、自立した個人として対等な関係で男性と社会を形成していけるよう努めなければならない。
- 4 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念ののっとり、男女共同参画を推進する市の施策を十分に理解し、協力するほか、これを積極的に実施するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、事業活動において、男女の平等に関する法令を遵守し、男女が家庭と事業活動とを両立できる環境を整えることに努めなければならない。
- 3 事業者は、市と工事請負等の契約を希望し業者登録をする場合は、男女共同参画の推進状況を届け出るよう努めなければならない。

(自治組織等の責務)

第7条 自治組織等は、基本理念ののっとり、性別による固定的な役割分担意識又は社会の慣行等男女共同参画を推進するのに弊害となる要因を取り除くよう努めなければならない。

- 2 自治組織等は、市が推進する男女共同参画の施策の遂行に協力するよう努めなければならない。
- 3 自治組織等における役職の構成に当たっては、性別を理由に異なった取扱いをしないように努めなければならない。
- 4 市から補助金又は交付金を受けている自治組織等は、市に実績報告と併せて、男女共同参画の推進状況の報告を届け出るよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第8条 教育に携わる者は、基本理念ののっとり、男女共同参画の推進における教育の重要性に

ついて深く理解し、積極的に基本理念に配慮した教育に取り組まなければならない。

第2章 性別による権利侵害の禁止

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、社会のあらゆる分野において性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、他者に対して、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力行為又はそれを助長するような行為をしてはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担若しくは男女間の暴力等を助長し、若しくは連想させる表現又は過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 基本的施策

(基本計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の実現に向けての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画の推進のために基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、市民及び事業者等の意見を反映させる措置を講ずるよう努めるとともに、南アルプス市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(実施状況の公表)

第12条 市長は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、かつ実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(情報提供及び広報活動)

第14条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者等の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて情報を提供し、及び広報活動を行うよう努めるものとする。

(男女平等教育の推進)

第15条 市は、学校教育、社会教育その他あらゆる教育の分野において、男女平等教育を推進するよう努めなければならない。

(施策の策定への配慮)

第16条 市は、あらゆる施策の策定に当たり、企画、立案及び実施において男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(積極的改善措置)

第17条 市長は、各種行政委員又は審議会等における委員を委嘱し、又は任命するときは、委員の男女比率に配慮するものとする。

2 市長は、男女共同参画の推進に当たっては、前項の規定によるもののほか、必要な場合において、積極的改善措置を講ずるものとする。

(市民への活動支援)

第18条 市は、男女共同参画を推進する市民に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(家庭生活とそれ以外の活動との両立支援)

第19条 市は、男女が家庭生活における活動と地域生活又は職業生活における活動とを両立させるために、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(子育てと介護の共助と支援)

第20条 家族を構成する者は、性別により役割を固定することなく、共に助け合い、協力して子どもの養育及び家族の介護をしなければならない。

- 2 市は、家族を構成する者が性別により役割を固定することなく子育て及び介護を積極的に行うことができるよう環境整備に努めなければならない。

(事業者への支援)

第21条 市は、事業者に対し雇用の分野における男女共同参画が推進されるよう必要な支援を行うものとする。

- 2 市は、事業者に対し、職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の男女の人権に関する問題の発生が事業活動に対する障害となるおそれがあることにかんがみ、当該問題の回避のための情報を提供しなければならない。

(自営業者への支援)

第22条 市は、農林業、商工業その他の産業における自営業の男女共同参画を推進するため、これらに従事するものに対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(市民等の表彰)

第23条 市は、男女共同参画の推進に関する活動に積極的に取り組んでいる市民、事業者等の表彰を行うものとする。

(新たな取組を必要とする分野の推進)

第24条 市は、新たな取組を必要とする分野(科学技術、防災、災害復興、地域おこし、まちづくり、観光及び環境の各分野をいう。)における男女共同参画を推進しなければならない。

(国際的協調のための措置)

第25条 市は、男女共同参画の推進に当たって、国際的協調の下に、外国の地方公共団体等との情報交換その他男女共同参画の推進に関する国際的な相互協力を円滑に促進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情及び相談への対応)

第26条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者等から苦情の申出を受けたときは、適切な措置を迅速に講ずるよう努めなければならない。

- 2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害について、市民又は事業者等から相談の申出があったときは、関係機関又は関係団体と協力して、適切な措置を迅速に講ずるよう努めなければならない。

- 3 市長は、前2項の申出に係る対応において、必要があると認めるときは、南アルプス市男女共同参画審議会に意見を求めることができる。

第4章 推進体制の整備

第27条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

- 2 前項に定める体制の整備は、次の各号により行うものとする。

(1) 市は、市、市民及び事業者等が互いに協働して効果的な男女共同参画の推進を図るため、南アルプスハーモニープラン推進会議を置く。

(2) 市は、関係部局相互の連携により、男女共同参画の推進に関する施策を円滑かつ総合的に計画し、調整し、及び実施するため、市長を長とする推進体制を整備するものとする。

第5章 男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第28条 市長は、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議等を行うため、南アルプス市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

(1) 基本計画の策定及び変更に関する事項

(2) 第26条第1項及び第2項に規定する苦情及び相談の申出に関する事項

(3) 男女共同参画の推進に関し、市長から諮問を受けた事項

- 3 審議会は前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、男女共同参画の推進に関する事項について市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第29条 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

3 委員は、市民、事業者等の代表者、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第30条 前2条に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 補則

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている南アルプスハーモニープランは、第11条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

南アルプス市男女共同参画都市宣言

平成 18 年 12 月 25 日公告第 136 号

◆.....◆

男性と女性が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題である。そのためには、国における取組に加えて、市民の生活に身近な地域社会から、男女共同参画が進められる必要がある。

市を挙げて男女共同参画社会づくりに取り組む「男女共同参画宣言都市」となることによって、男女共同参画社会の実現に向けての気運を広く醸成することを目的とする。

市民一人ひとりの人権が性別や世代に偏ることなく尊重され、ともに輝き、生きがいのある男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいく決意を表明し、次のとおり男女共同参画都市宣言を行う。

「男女共同参画都市宣言」

わたしたちは、美しい南アルプスの豊かな自然と先人の知恵を尊び、未来にひらく文化を創造し、すべての市民が性別や世代に偏ることなく人権を尊重し、一人ひとりがともに輝き、生きがいのある社会の実現をめざすため、ここに男女共同参画都市「南アルプス市」を宣言します。

- 1 男女が互いの人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できるまちをめざします。
- 1 男女が性別による差別をなくし、自らの意思で政治、経済、社会、文化などのあらゆる分野に対等に参画できるまちをめざします。
- 1 次世代を担う子どもたち一人ひとりが自立し、個性を生かしながら、いきいきと暮らせるまちをめざします。
- 1 わたしたちは、国際的な視野に立ち、男女がともに支え合う、平和で豊かなまちをめざします。

※相談の受付、特記のないもの原則として祝日、年末年始を除きます。

※相談時間等、掲載の内容と異なる場合がありますので、詳細は各相談機関等へお問い合わせ下さい。

■配偶者等からの暴力（DV）に関する相談

名 称		電話番号	受 付 時 間 等
配偶者暴力相談支援センター	女性相談支援センター ※相談、保護、自立支援など全般に対応します。	055-254-8635	電話相談 平日 9:00～20:00 面接相談 平日 9:00～17:00 (要予約)
	男女共同参画推進センター ぴゅあ総合 ※相談、各種情報提供に対応します。	055-237-7830	電話相談 9:00～17:00 面接相談 9:00～16:00 第2・第4月曜日（休館日）を除く毎日
DV 相談ナビ（内閣府） ※発信地等の情報から最寄りの相談機関の窓口に電話が自動転送されます。		#8008	ご利用には、一般の固定電話にかけたときと同じ通話料がかかります。 ご相談は、各機関の相談受付時間内に限ります。 一部の IP 電話等からはつながりません。
DV 相談プラス（内閣府）		0120-279-889 	電話相談 24 時間対応 メール相談 24 時間受付 チャット相談 12:00～22:00
やまなし性暴力被害者サポートセンター かいさぼもこ		#8891 または 055-222-5562 	平日 9:00～17:00 夜間・土日祝日は国のコールセンターにつながります。
性暴力に関する N 相談 Curetime（キュアタイム）（内閣府）			毎週 月・水・土曜 17:00～21:00 ※外国語対応
山梨県警察総合相談室		#9110 また 055-233-9110	24 時間受付（土・日・祝日・夜間） 警察本部の当直警察官が対応
性犯罪 110 番山梨県警察 （刑事部捜査第一課）		#8103 また 055-224-5110 F A X も 同 じ 番 号	平日 8:30～17:00 FAX 24 時間受付
女性の人権ホットライン（甲府地方務局人権擁護課）		0570-070-810	電話相談・面接相談 平日 8:30～17:15

■関連情報HPサイト

- ◇内閣府配偶者からの暴力被害者支援情報 https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html
- ◇山梨県男女共同参画・共生社会推進統括官 <https://www.pref.yamanashi.jp/danjo-kyosei/index.html>
- ◇山梨県子育て支援局子ども福祉課 <https://www.pref.yamanashi.jp/kodomo-fukushi/index.html>
- ◇山梨県子育て支援局女性相談所 <https://www.pref.yamanashi.jp/josei/index.html>
- ◇山梨県立男女共同参画推進センター <http://www.pref.yamanashi.jp/challenge/center.php>
- ◇やまなし女性の応援サイト <http://www.pref.yamanashi.jp/challenge/index.php>
- ◇やまなし子育てネット <http://www.yamanashi-kosodate.net/>

■市町村のDVに関する担当窓口

名 称	住 所	電 話 番 号
南アルプス市こども家庭相談課	南アルプス市小笠原376	055-282-6049

■警察署 ※ 緊急の場合は110番通報を

名 称	電 話 番 号	名 称	電 話 番 号
甲府警察署	055-232-0110	南部警察署	0556-64-0110
南甲府警察署	055-243-0110	笛吹警察署	055-262-0110
南アルプス警察署	055-282-0110	日下部警察署	0553-22-0110
甲斐警察署	0551-20-0110	富士吉田警察署	0555-22-0110
北杜警察署	0551-32-0110	大月警察署	0554-22-0110
鯉沢警察署	0556-22-0110	上野原警察署	0554-63-0110

■男性の総合相談

名 称	電 話 番 号	受 付 時 間 等
男女共同参画センター	055-225-3067	電話相談 毎月第1日曜日 13:00~17:00

■児童虐待等に関する相談

名 称	電 話 番 号	名 称	電 話 番 号
中央児童相談所	055-288-1561	都留児童相談所	0554-45-7838

■県・市福祉事務所等

名 称	住 所	電 話 番 号
中北保健福祉事務所	韮崎市本町4-2-4	0551-23-3443
峡東保健福祉事務所	山梨市下井尻126-1	0553-20-2750
峡南保健福祉事務所	南巨摩郡富士川町鯉沢771-2	0556-22-8145
富士・東部保健福祉事務所	富士吉田市上吉田1-2-5	0555-24-9032
南アルプス市こども家庭相談課	南アルプス市小笠原376	055-282-6049

■障害者虐待防止に関する相談

※ 特記がない場合、平日8:30~17:15 平日夜間17:15~翌8:30 土日・祝日8:30~翌8:30

対 応 窓 口	所 在	電 話 番 号	受 付 時 間
南アルプス市障害者虐待防止センター	南アルプス市小笠原376	055-282-6197	平日 8:30~17:15
			水のみ 19:00 まで
			夜間・土日祝日

■高齢者に関する相談

名 称	住 所	電話番号
南アルプス市地域包括支援センター	南アルプス市小笠原376	055-282-7339
南アルプス市北部地域包括支援センター	南アルプス市在家塚1156-1 白根げんき館内	055-288-1440

■自立支援等に関する相談

相談内容	名 称	住 所 等	電話番号	受付時間等	
就労に関すること	職業安定所（ハローワーク） ハローワーク甲府 ※【マザーズサロン併設】	甲府市住吉1-17-5	055-232-6060	平日 8:30~17:15	
	ハローワーク富士吉田	富士吉田市竜ヶ丘2-4-3	0555-23-8609		
	ハローワーク大月	大月市大月3-2-17	0554-22-8609		
ひとり親家庭の母・父の就業・自立に関する相談	ハローワーク都留	都留市下谷3-7-31	0554-43-5141	平日 8:30~17:15	
	ハローワーク塩山	甲州市塩山上於曾1777-1	0553-33-8609		
	ハローワーク韮崎	韮崎市若宮1-10-41	0551-22-1331		
	ハローワーク鰍沢	南巨摩郡富士川町鰍沢1215	0556-22-8689		
	やまなし・しごと・プラザ	甲府市飯田1-1-20 JA会館5F	055-233-4510		平日 9:30~18:00 土曜 13:00~17:00
	やまなし・しごと・プラザ サテライト	富士吉田市上吉田2-5-1 富士山駅ビルショッピングセンター Q-TA 3F	0555-72-8803		平日 10:00~18:30 土曜 13:00~17:00
	山梨県母子家庭等就業・自立支援センター	甲府市朝日4-5-21 山梨県母子父子福祉センター内	055-252-7014		祝日・年末年始を除く 9:00~16:00
就職相談・職業訓練	就業支援センター	甲府市塩部4-5-28	055-251-3210	平日 9:30~15:30	
県営住宅入居に関すること	（甲府市外の団地及び貢川団地）山梨県住宅供給公社	甲府市丸の内2-14-13 ダイタビル1F	055-237-1656	平日 8:30~18:30 日曜 8:30~17:15	
	（貢川団地を除く甲府市内の団地）芙蓉建設株式会社山梨県営住宅管理センター	山梨県甲府市下飯田3-1-39	055-237-2278	年末年始を除く 8:30~18:00	
内職・法律相談	県民生活センター	甲府市飯田1-1-20 JA会館5F	055-223-1366	平日 8:30~17:00	

■その他に関する相談

	名 称	電話番号	受 付 時 間 等
心の悩み	精神保健福祉センター	055-254-8644	平日 8:30～17:15
	自殺防止センター (精神保健福祉センター内)	055-254-8651	平日 8:30～17:15 (面接予約専用ダイヤル)
	ひきこもり地域支援センター (精神保健福祉センター内)	055-254-7231	平日 9:00～12:00 13:00～16:00
	依存症相談窓口 (精神保健福祉センター内)	055-254-8644	平日 9:00～12:00 13:00～16:00
	ストレスダイヤル	055-254-8700	平日 9:00～12:00 13:00～16:00 夜間(木曜日) 16:00～20:00 (祝日・年末年始を除く)
	こころの健康相談統一ダイヤル (自殺防止電話相談)	0570-064-556	365日24時間対応 (平日12:00～13:00除く)
	山梨いのちの電話	055-221-4343	火～土 16:00～22:00
犯罪被害者電話相談	山梨県犯罪被害者等総合支援窓口 (山梨県県民生活安全課)	055-223-4180	平日 8:30～17:15
	(公社)被害者支援センターやまなし	055-228-8622	平日 10:00～16:00
法律に関する相談	法テラス山梨 (日本司法支援センター山梨地方事務所)	050-3383-5411	平日 9:00～17:00
訴訟支援に関する相談	甲府公証役場	055-252-7752	平日 8:30～17:00
	大月公証役場	0554-23-1452	平日 8:30～17:00
交友関係、 家庭や学校でのこと 等	いじめ・不登校ホットライン ※名称が変更する可能性があります	0120-0-78310	24時間365日・通話料無料

総合目標：一人ひとりが個として輝き、誰もが幸せに暮らせるまちへ

数値目標一覧表

基本視点

- ・固定的性別役割分担や無意識な思い込み(アンコンシャス・バイアス)を解消し、人権を尊重したジェンダー平等社会を目指すまち
- ・ワーク・ライフ・バランスの実現をめざすとともに、誰もが多様な分野に参画し、互いに認め育て合う社会を目指すまち
- ・困難な状況にある人々への支援をはじめ、誰もが健康で安心して暮らせる社会を目指すまち

番号	施策の基本目標	重点目標	施策の方向性	事業名	内容	設定理由	現状値	5年後	10年後
1	1、 人権を尊重したジェンダー平等の社会づくり	(1)ジェンダー平等の人権意識の醸成	①法制度に関する知識の充実	人権教育・ジェンダー平等の促進	研修や講座等を開催し、人権意識やジェンダー平等の推進へ意識の醸成に努めます。	男女共同参画の推進は、重要だと思いますか。(市民アンケート)	63.0%(R6)	66.0%	69.0%
②性的指向及びジェンダーアイデンティティ多様性に関する理解、平等から承認へ									
2		(2)性別による差別の根絶	①労働の場面での間接差別の解消	企業・事業者への研修の促進と啓発	普段の生活の中で、どのような性別による差別があるのかわかることが重要です。人権意識が高まるような研修や講座等を開催します。	企業・事業者への研修啓発	年1回	年2回	年3回
			②性暴力の防止とその啓発						
			③女性の経済的自立と成長						
3		(3)ジェンダー平等学習の推進	①子ども・青少年へのジェンダー平等教育の推進	人権擁護委員会による人権教室の開催事業	市内保育所・小中学校の幼児・児童生徒に向けた人権教室を開催します。	人権擁護委員による人権教室回数	年3回	年4回	年5回
保育所・放課後児童クラブにおけるジェンダー平等教育の推進	市内公立保育所及び放課後児童クラブにおけるジェンダー平等教育の推進のため、「男の子らしく」「女の子らしく」といった表現を避けたとともに、「さん付け」の呼称の統一を図り、多様な価値観を認め尊重し合える環境づくりを推進します。			市内公立保育所及び放課後児童クラブにおける取組の現状値・施設内でのジェンダー平等教育を実施している割合(指導件数/施設40数)	90%	95%	100%		
青少年教育におけるジェンダー平等の推進	男女共同参画の理解を深めるため、地域・学校・家庭と連携し、子ども・青少年への対象とした研修を充実します。			青少年健全育成に対する市民の表示(総合計画目標値)	34.1%	39.1%	44.1%		
6	②社会学習におけるジェンダー平等学習の推進		図書等の充実	人権やジェンダー平等に関する図書等の充実及び関連資料の収集、登録図書の周知に努め、市民に貸し出します。	現在は「男女共同参画推進月間」にあわせて年1回の展示をおこなっているが、「人権関連」「LGBT関連」「ジェンダー関連」と細目化し、市民により分かりやすく展示し推進を図る	年1回	年2回	年3回	
7	(1)政策、方針決定過程への男女共同参画の拡大	①女性のエンパワーメントの支援	女性議員との交流会の開催	女性の市政への参画を積極的に推進し、多くの市民が市政やまちづくりについてより一層関心を深める機械として、女性議員との交流会を開催します。	女性団体連絡協議会による開催	年1回	年1回	年1回	
8			②各種行政委員や審議会等への女性の登用率の向上	女性の登用率の向上	各種行政委員や審議会等の女性委員の比率を高めます。	第2次男女共同参画基本計画内で達成できなかったため45%を目標値とする。	28.4%(R5)	40%	45%
9			③市政等への参画の促進	議会傍聴の促進	議会の傍聴を促進し市政参画への意識づくりの推進を図ります。議会だよりをはじめ、CATV及びホームページ等の情報発信ツールを用いて、年齢、性別を問わず多くの市民に向けて情報の提供に努めます。	ジェンダー平等の促進を図るための傍聴者の男女比率	男性 75% 女性 25%	男性 60% 女性 40% (女性の割合40%以上)	男性 50% 女性 50% (女性の割合50%以上)
10	2、 あらゆる分野でのジェンダー平等の促進	(2)女性の職業生活におけるジェンダー平等の推進	①女性の創業・就労支援・キャリアアップにおける平等の推進	理工系分野における女子中高生に向けた啓発活動	県内の大学が行う公開講座などを活用し、理工系分野への女子学生の関心を高めます。	周知回数	0回	2回	3回
11			再就職も含めた就職への支援	企業ガイダンスの実施、開催当日の託児所設置、求人情報の設置や雇用情報発信の取り組みを実施します。	企業ガイダンスの実施回数	年1回	年2回	年2回	
12			②女性の労働条件の向上と雇用の場における平等の推進	男女雇用機会均等法の周知・啓発	雇用機会と待遇確保を企業に啓発します。また県の宣言企業登録を推進します。	企業啓発数/県宣言企業登録数	25社/1社	30社/5社	30社/5社
13			③ジェンダー平等と個人の成長と社会的発展の効果と啓発	女性のキャリアアップ講座の開設・周知	女性が積極的に社会進出するための一つの手立てとして、講師を招いた『学びの場』や、県等が主催する講座の周知を行います。	開催件数・周知件数	年1回 周知1回	年1回 周知2回	年1回 周知3回
14	(3)地域・防災分野におけるジェンダー平等の促進	①男女共同参画による地域活動の支援・促進	地域活動における男女共同参画の促進	男女が共に地域活動へ積極的に参加・促進するための啓発に努めます。	地域コミュニティ活動等へ参加した世帯の割合(総合計画目標値)	62.5%(R6)	65.0%	68.0%	
15			②自主防災組織等ジェンダー平等の促進	防災リーダー養成講座事業	防災に関する知識及び技能を有する者として女性防災リーダーを養成し、女性の観点から地域の防災対策の推進及び自主防災組織の活性化を促進する。	年に5人増加	女性防災リーダー修了者23人	女性防災リーダー修了者48人	女性防災リーダー修了者73人
16			③ジェンダー平等に配慮した避難所等運営の促進	自治会役員における女性割合	地域や団体等における役員への女性の登用を促進するため研修会の開催と啓発事業を推進します。	自治活動へ多様な人材の参画を示す(総合計画目標値)	5.20%	7.50%	10%
17	(4)国際的協調	①国際基準の取り入れ	諸外国における先進事例の紹介	世界経済フォーラムによる性別の違ひによって生じる男女格差を数値化したジェンダー・ギャップ指数や、諸外国の先進事例等を情報誌に掲載します。	情報誌の発行(発行後、HPへの掲載)	年1回	年1回	年1回	
18			②外国との交流機会の促進	多文化共生事業	在住外国人に向けた日本語教室やサロンの場を提供し、多文化共生の理解を進める。	在住外国人の多文化交流の状況を示す(総合計画目標値)	37人	50人	60人
19	3、 ワーク・ライフ・ライフ	(1)家庭におけるワーク・ライフ・バランス	①固定的性別役割分担意識の解消	ワーク・ライフ・バランスの推進と啓発事業	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発や情報提供を行い、法律・制度の定着と活用に努め、休暇の取得しやすい環境づくりを推進します。	企業・事業者への啓発	年1回	年2回	年2回
20				母子保健の充実	ゆったりとした気分でもともと過ごせる時間があると感じる保護者の割合	子育て支援策などの取り組み成果を示す(総合計画目標値)	79.7%	82.0%	84.0%
21				パパママ学級	出産から育児を夫婦で安心して行うための講座、経験者や他参加者と交流を図る	実施回数(民間事業者が実施主体を目指す)	年6回開催	年6回開催(民間事業者と共催)	年6回開催(民間事業者が実施)
22				食生活推進委員会主催事業	メンズキッチン(男性の料理教室)開催事業	開催回数(生活習慣病予防を兼ねた教室)	年1回開催	年1回開催	年1回開催
23				家族介護相互交流事業・家族介護教室実施事業	在宅介護をしている介護者同士が日頃の悩みを話し合う場を提供し在宅介護者の支援を行う	介護者のつどい参加者数 高齢者いきいきプラン(第8期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画)にて3年毎直し	112人(R5) (うち男性参加者数14人)	120人(R8) (うち男性参加者数20人)	120人(R8) (うち男性参加者数20人)

24	バランスの推進と個の自立	(2)子育て・介護と仕事の両立に向けた環境の整備	①多様なニーズに対応した子育て支援の充実	保育サービスと育児支援の充実	市内保育所及び放課後児童クラブの受け入れ体制を強化し、必要な保育の量を確保するとともに、子育てを行う家庭の経済的負担を軽減するため、保育料の無償化を推進する。	保育所などの保育環境に満足している保護者の割合(総合計画目標値)	98.6%	98.6%	98.6%
25			②介護等への社会的支援	総合相談事業	高齢者等に関する相談を受け、適切な機関、制度、サービスにつなぎ支援する。	高齢者が老後も安心して暮らせるとおもう割合にて評価(総合計画目標値)	41.7%(R5)	44.70%	47.20%
26				見守りのネットワーク事業	認知症の正しい理解を男女の別なく幅広い年齢層へ普及する。	認知症サポーター養成講座受講者 高齢者いきいきプラン(第8期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画)にて3年毎見直し 受講者数2万人を目指す	891人(R5) (うち男性受講者数399人)	800人(R8)	800人(R8)
27			(3)働き方改革の促進	①働き方改革に向けた意識改革の推進	調和のとれた労働・家庭生活・地域活動への支援	仕事と家庭の調和(ワークライフバランス)を推進し家庭生活・地域活動に参加しやすくするため時間外労働の地域を事業主や企業に啓発します。	仕事と生活の調和が取れていると思う市民の割合(市民アンケート)	41.5%(R5)	45.0%
28	職員研修事業	育児休業・介護休暇制度の周知と男性育児休業取得促進研修の実施			制度の周知/市職員研修計画による研修回数	周知年0回/研修年1回	周知年1回/研修年2回	周知年1回/研修年2回	
29	4、誰もが安心して暮らせる社会づくり	(1)リプロダクティブ・ヘルス&ライツの保護	①生涯を通じた女性の健康づくり	健康教育事業	ホームページや広報等による「プレコンセプションケア」の周知	HPへ常時掲載 広報への掲載や、市内保育所や市幼児健診会場での読み聞かせを実施し幼少期からの啓発を行う	ホームページ常時掲載 広報年1回 絵本の設置・読み聞かせ:随時	広報年1回 絵本の設置・読み聞かせ:随時	広報年1回 絵本の設置・読み聞かせ:随時
30				小中学校生理用品配置事業	市立小・中学校その他の公共施設の女子トイレに生理用ナプキンを配置する。誰もが安心して利用できる形で、思春期以降の女性の不安の軽減と生活の質の向上、社会・経済活動への積極的参加を促進することを目指す。	既存施設への配置継続と、他の公共施設への配置の拡大を図る	設置済み施設(R5) 30施設 (小学校15、中学校7、健康福祉センター、中央図書館、児童館6)	35施設	35施設
31		(2)誰もが心身共に生き生きと暮らせる健康の確保	①健康づくりのための健診体制の充実	健康リーグ事業	健康リーグ(健康づくり・地域づくりのための事業)を推進します。	市民が自ら積極的に健康づくりのために参加し、健康維持ができる事業。今後、新規人数が増えることを想定した目標数値	1,149人(R6)	1,425人	1,700人
32				健診(検診)事業	健診(検診)の重要性を周知し、誰もが受診しやすい体制を整備します。	各種健康診断などの健康づくり対策に満足している市民の割合(総合計画目標値)	57.4%(R5)	59.9%	62.0%
33		(3)さまざまな困難を抱える人々への支援と自立の促進	①多様な困難(ひとり親、貧困、外国につながる人等)を抱える人々への支援	福祉総合相談体制の推進	女性、高齢者、障がい者、ひとり親家庭、外国につながる人等、様々な困難を抱えている方に対し、相談事業や就労促進等各種支援を実施します。	生活に困ったとき、市役所に相談窓口があることを知っていますか(地域福祉計画)	45.4%	50.0%	50.0%
34				育児中の親への自立支援	外国につながる人等を含め、ひとり親等の困難を抱える子育て世帯を対象に、就労支援等の自立支援体制の充実を図るとともに、経済的支援を推進します。	南アルプス市は子育てしやすいまちだと感じる市民の割合(総合計画目標値)	52.7%(R5)	55.0%	55.0%
35				コミュニティソーシャルワーカー配置事業	福祉総合相談体制における身近な地域のワンストップ機関として、世代や属性を問わず困りごとを受け止め、課題を専門機関につなぐとともに、住民等の協力による支援のネットワークを築きます。	R5年度の4名体制から3名体制に変更しているがニーズの発見・把握に努め、新規相談件数は現状維持を目指す。市民の困りごとが増えていく想定とはしないため増加は見込まない。	新規相談件数 145人(R5)	150人	150人
36				認知症総合支援事業	認知症の初期から適切な支援ができるよう関係機関と協力して支援します。	認知症初期集中支援チームの年間対応実人数 高齢者いきいきプラン(第8期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画)にて3年毎見直し	11人(R5)	20人(R8)	20人(R8)
37	5、多様な社会なつくりを尊重す	(1)性の多様性への理解と支援	①性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に対する理解の促進	性的指向及びジェンダーアイデンティティの方に対する理解を深めるため、市民に向けた啓発活動を実施します。さらに、当事者の生きづらさや負担の軽減を図るために、更なる多様な性への理解促進に努めます。	啓発活動数	2回	3回	3回	
38			②性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に対する支援	職員に向けた理解促進	「山梨県パートナーシップ宣誓制度」について、県と市と連携しサービスの提供に努めます。また、職員に対し、制度の周知・窓口対応等の理解促進に努めます。	市職員に対し、制度の周知・窓口対応等の理解促進を図るために、ヤマーへ情報を掲載し全職員に向けた情報の発信を行う。	年1回	年2回	年3回
39	6、あらゆる暴力の根絶	(1)あらゆる暴力の根絶に向けた社会づくり	①暴力を容認しない社会づくり	児童虐待防止市民講座の開催	児童虐待を防止することを目的に市民、関係者、支援機関が協働できる地域を目指すための講座を開催します。	虐待に至る背景には保護者も追い詰められ困り孤立していることが多い。保護者を悪者にし追い詰めるのではなく、保護者や家庭がどのような点で、子育てに困り、あるいは生活に困難を抱えているのかという視点を持つ人が1人でも増える事が予防に繋がると考える。	参加者数100名程度	参加者150名	参加者200名
40				あらゆる暴力防止に向けた学習、啓発の推進	国、県からの暴力・DV防止に関する情報を市内小中学校へ情報提供を行う	情報を市内小中学校に対し提供する。	年1回以上	年1回以上	年1回以上
41				いじめ未然防止事業	市内小中学校教職員を対象とし、講師を招いた研修会を行う。	夏季休暇中等による教職員向けの研修会の実施	年1回以上	年1回以上	年1回以上
42				職員研修事業	ハラスメント防止職員研修を実施し、ハラスメントのない職場づくりを進めます。	女性活躍・ハラスメント規制法に基づき事業主にパワハラ等の防止対策を取るよう義務付けされている。また、「南アルプス市職員ハラスメント防止の指針」の周知徹底を図るために実施する。	職員研修1回	職員研修1回	職員研修1回
43		(2)相談体制の充実	①安心・安全な保護体制づくり	あらゆる暴力防止のための周知啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」や「児童虐待防止推進月間」等の各種機会や、県等が開催する講演会等を通じ、意識の向上を図るとともに、相談窓口の周知を行います。	SNSを活用し、県内で実施する講演会・研修等の啓発を行います。また、HPにて相談窓口の周知を行います。	年5回	年10回	年15回
44				要保護児童対策地域協議会の運営	児童虐待に関する相談の受理と解決のためのネットワーク構築を図る。	児童虐待に関する通告・相談件数	152件	158件	163件
45				権利擁護事業	高齢者虐待に該当する事案に対応するため、関係機関との連携強化、研修会を開催し権利擁護、高齢者虐待に関する普及啓発を行います。	権利擁護・虐待対応職種別研修会への参加割合 高齢者いきいきプラン(第8期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画)にて3年毎見直し	25%(R5)	40%(R8)	40%(R8)
46	同7、参画推進体制づくり	(1)推進体制の充実	①推進機関の充実	庁内推進体制の充実・情報公開の促進	市が全庁的な組織でジェンダー平等の推進施策に取り組めるよう、ハーモニープランの取り組み内容を数値化し、進捗情報とし、市のHPにて公開します。さらに、条例・計画を掲載します。	条例に記載有	年1回	年1回	年1回
			②他団体との連携、情報交換の推進						